

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

経営環境の急速な変化やコンプライアンスの重要性が増大する中、企業価値を最大化するためにコーポレート・ガバナンスの主題を「経営の効率化」及び「監督機能の強化」とするとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題の一つと捉えており、今後も環境の変化に対応しつつ企業価値の最大化に資するため、コーポレート・ガバナンスの充実に臨んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1 - 2 - 4】

当社では、機関投資家や海外投資家が議決権行使を行い易くする環境整備等は重要であると認識しておりますが、招集通知の英訳については、今後の海外投資家の比率増加にあわせて対応する事としております。

【原則 4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選定にあたっては、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することとしおります。今後、必要に応じて独自の判断基準を策定することも検討してまいります。

【補充原則 4 - 11 - 3】

当社は、社外取締役が各取締役に対して必要に応じ取締役会全体の実効性について分析並びに指導しておりますが、開示については今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則については、当社ウェブサイト・IR情報ページ内にて「コーポレート・ガバナンス・コードに関する当社の取り組み」として開示しております。

<http://www.tecnos.co.jp/IR/>

【原則 1 - 4 . いわゆる政策保有株式針】

当社では、投資目的以外の目的で保有する株式の保有については、投資対象会社との業務提携、情報共有等により、当社の事業におけるシナジー効果が期待されると認められた場合、政策保有目的で株式を保有することを基本方針としており、投資の可否は取締役会に諮ることとしております。

また、政策保有株式に係る議決権行使については、当社の企業価値向上に資すると認められるかどうかの観点から議決権行使を行うことを基本としております。

【原則 1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の利益相反取引等については、取締役会での審議・決議を要することとし、取引条件やその決定方法は有価証券報告書等で開示いたします。

【原則 3 - 1 . 情報開示の充実】

- (1) 経営理念、中長期ビジョン等はホームページに開示しております。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本方針及びコーポレートガバナンス報告書をホームページで開示しております。
- (3) コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書において、取締役の報酬等の決定に関する基本方針を開示しております。
- (4) 社外取締役及び社外監査役の選任時の基準、独立性の基準については、有価証券報告書において開示しております。
- (5) 取締役候補者、社外取締役及び社外監査役の選任理由等については、株主総会招集通知に記載し開示しております。

【原則 4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1)】

当社では、取締役会において経営方針・戦略について十分な議論を行っております。

また、担当取締役より業務遂行上の課題等の報告があった場合には、各取締役は必要に応じて意見し、問題解決に向け建設的な議論を行うようにしております。

【原則 4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しており、社外役員3名を独立役員として登録しております。

【原則 4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選定にあたっては、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することとしております。今後、必要に応じて独自の判断基準を策定することも検討してまいります。

【補充原則 4 - 11 - 1】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、原則3 - 1 (4)に記載の取締役候補の指名に関する考え方と同様であります。

【補充原則4 - 11 - 2】

社外役員の他社での兼任状況は定時株主総会の事業報告、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて毎年開示しております。

現在、取締役については当社グループ外の上場企業の役員兼任者はおらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。また、監査役についても他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時選任できる体制となっております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、社外取締役が各取締役に対して必要に応じ取締役会全体の実効性について分析並びに指導しておりますが、開示については今後検討してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、自らの役割を果たすため、業務上必要な知識の習得等の目的で、適宜、研修やトレーニングを行うこととしております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR担当取締役を選任すると共に、経営企画室をIR担当部門としております。

株主や投資家に対しては、決算説明会を定期的にしており、説明会にお越しになれない株主・投資家に対しホームページに資料を掲載し、当社への理解を深めて頂くよう配慮しております。

また、機関投資家に対しては、定期的に個別にミーティングを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
徳平 正憲	2,568,000	13.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	988,300	5.01
株式会社NS	912,000	4.62
山口 幸平	720,000	3.65
テクノスジャパン従業員持株会	345,600	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	338,800	1.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	332,200	1.68
千葉 孝紀	252,000	1.27
小倉 隆志	248,000	1.25
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	221,230	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本 敏史	学者											○
堀部 保弘	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 敏史	○	同氏は、早稲田大学他の教授であり、当社との間には、特別の利害関係はありません。	大学において、会計学を専門に教鞭を取っており、豊富な知識と見識を有し、経営全般に関して独立的な立場からの幅広い意見・助言を頂くことを期待しているためです。
堀部 保弘		同氏は、株式会社三菱総合研究所の出身で、同社で執行役員を務めておりました。 なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。	情報システムに携わっていたことから業務にも精通しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保など、適切な監督を期待しているためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は監査予定や監査内容等について随時情報交換を行っております。また、会計監査人とは、監査契約や監査計画等について意見交換を行うほか、随時会合の場を設けて情報の共有を図り、より実効性の高い監査を実施できる体制にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
齊藤 英治	他の会社の出身者													○
毛利 正人	学者													○

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊藤 英治	○	――	他の法人における情報システム部門の責任者に携わる等、豊富な知見と経験を有しており、適切な監査が可能と判断して社外監査役に選任しております。
毛利 正人		――	大手監査法人での勤務経験があるとともに、会社経営者としての経験も有しております。また、現在は大学において教鞭を取っており、その豊富な知見と経験より、適切な監査が可能と判断して社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

当社の全ての社外役員は、独立役員の要件を満たしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)に対して、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額75百万円を上限として設けています。

ストックオプションの付与対象者

更新

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

更新

報酬と業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、株価上昇のみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有することで中長期的な業績向上と企業価値向上への指揮を高めるため、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションを付与することができるようにしています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておらず、取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、各取締役の担当業務及びその内容、経済情勢等を考慮して、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

社外取締役へのサポートは、管理統括グループで行っており、社外監査役へのサポートは、内部監査室及び管理統括グループで行っております。

具体的には、取締役会の資料は、原則として、管理統括グループより事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、非常勤の社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、監査役と取締役が協議の上、使用人を置くこととしております。

また監査役監査については、各監査役が取締役会に、常勤監査役がその他社内会議に出席するほか、主として常勤監査役が各取締役や重要な使用人との面談及び各事業部門に対する監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行うとともに、その結果を監査役会に報告すること、社外監査役に監査結果の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

取締役会は社外取締役2名を含む取締役7名で構成されており、定例の取締役会は毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役会では、取締役規程に定める付議事項に定める重要事項や、その他取締役が必要とする事項の決議並びに重要な報告を行っております。

また当社は、監査役会を設置しており、社外監査役2名を含む3名の監査役(うち常勤監査役1名)で構成しております。各監査役が取締役会に、常勤監査役がその他社内会議に出席するほか、各取締役や重要な使用人との面談、及び社内各部署の業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

さらに、全拠点に対し内部監査室による内部監査を実施し、内部統制が有効に機能していることを確認しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、経験が豊富で各業務に精通した人材を取締役に登用しており、各人が相互に業務執行状況等を牽制する経営執行、管理体制としております。

また、監査役3名(内、社外監査役2名)による監査役会を設置し、取締役の業務執行の適正性及び適法性を監査し、経営への監視機能が有効な体制を整備している体制となっております。

以上により、経営の監視機能は十分働いていると考え、現行体制においてコーポレート・ガバナンス、意思決定等は適正に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用サイトを設置し、適時開示資料やIR資料を掲示してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示およびIRについては経理室及び経営企画室を中心に対応してまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会の実施や決算短信ほか適時開示資料の当社ホームページへの掲載等を通じて、ステークホルダーに対して積極的な情報発信を行い、当社の事業内容やビジネスモデルの理解促進を積極的に取り組んでいく予定としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成27年5月14日開催の定時取締役会において、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の各号に定める業務の適正を確保するための「内部統制システム構築の基本方針」の変更決議をしており、その内容は次のとおりです。

- イ. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社および当社子会社の取締役および使用人が、業務を遂行するにあたり遵守すべき基本的事項を企業行動規範(グループ共通規程)として当社が定め、周知徹底する。
 - ・当社および当社子会社は、内部通報規程(グループ共通規程)に基づく内部通報制度を設け、法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合に直接通報する手段を確保し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
 - ・当社は、内部監査部門として、業務執行部門から独立した内部監査室を代表取締役直轄組織として設置し、代表取締役の指示に基づき、定期的に当社各部門および当社子会社の業務執行およびコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適正性、効率性の検証を行うものとする。また、その結果は代表取締役および監査役に報告され、内部統制システムの継続的な見直しに活用される。
 - ・当社および当社子会社は、当社が設置したリスク・コンプライアンス委員会によって、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
- ロ. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・当社は、取締役会規程、稟議規程等に基づき取締役の職務執行に係る議事録等の文書その他の情報は、法令および社内規程に基づき、適切に保存、管理する。
 - ・当社および当社子会社の取締役および監査役は、これらの文書を必要に応じ閲覧できる。
- ハ. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、リスク管理規程(グループ共通規程)を制定するとともにリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社および当社子会社のリスクを一元的に把握、管理することとし、リスク発生を未然に防止し、リスク発生時の対処を行う体制を構築・強化する。
- ニ. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、毎月1回、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、重要事項の審議および決定を行う。
 - ・執行役員制度を採用し、取締役会で選任された執行役員は取締役会が決定した基本方針に従って業務を執行する。
- ホ. 当社および当社子会社から成る企業集団(以下、当社グループという)における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ・当社は、子会社の営業成績、財務状況およびその他重要な情報について月1回開催される当社取締役会で報告することを求める。
 - (2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、リスク管理規程(グループ共通規程)に基づき当社子会社にリスク管理を実施することを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・当社は、当社子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のリスク管理とその推進にかかわる課題・対応策を審議する。
 - (3) 当社子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、当社子会社の独立性を尊重しつつ、毎月1回、定例の取締役会を開催させるほか、必要に応じて随時に開催させ、重要事項の審議および決定をさせる。
 - (4) 当社子会社の取締役等および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合するための体制
 - ・当社は、当社子会社にその役員および使用人が、企業行動規範(グループ共通規程)に基づく業務遂行および個人として遵守すべき行動を実行し、社会から信頼される企業となる体制を構築させる。
 - ・当社は、当社子会社に、その役員および使用人等の組織的または個人的な法令違反行為、不正行為(以下「不正行為等」という)に関する相談又は通報のためのホットラインの運用を義務付け、不正行為等の早期発見と是正を図る体制を構築させる。
 - ・当社の監査役および内部監査部門は、当社子会社の業務の適正性について調査する。
- ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、監査役と取締役が協議の上、使用人を置く。当該使用人は他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ト. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・補助使用人の職務については取締役からの独立性を確保し、人事考課、異動等については監査役の同意を得た上で決定する。
- チ. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当社は、監査役を補助すべき使用人に、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員および使用人に周知徹底する。
- リ. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席し、取締役および使用人の職務の執行状況について報告を求めることができ、当社子会社に対しては定期的に報告を求めることができる。
 - ・当社グループの取締役、使用人および当社子会社の監査役は、内部通報制度を利用し監査役へ報告することができ、監査役は必要に応じて当社グループの取締役、使用人および当社子会社の監査役に対し報告を求めることができる。
- ヌ. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社は、報告を行った通報者に対し、内部通報規程(グループ共通規程)に基づき当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループに周知徹底する。
- ル. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、代表取締役およびその他の取締役との間で適宜に意見交換会を実施する。
 - ・監査役は、内部監査結果および指摘・提言事項等についての協議および意見交換をするなど常に連携を図る。
 - ・監査役および内部監査部門は、会計監査人と意見交換の場を持ち相互の連携を図る。
- ヲ. 監査役を補助する費用の発生に関する事項
 - ・監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ワ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば適宜是正し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。
- カ. 反社会的勢力の排除に向けた体制
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求には一切応じないことを基本方針とする。

・企業行動規範に「反社会的勢力との関係の排除方針」を規定し、周知するとともに、反社会的勢力の対応部署を定め、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備する。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

a. 内部統制システム全般

当社子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

b. リスク・コンプライアンス管理体制

当社は、当社子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行うとともに内部通報規定により相談・通報体制を設けることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

また、当社子会社から報告されたリスクのレビューを実施し、全社的な情報共有に努め、当該リスクについては適正に管理、対応されております。

c. 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社子会社の内部監査を実施しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループの役員及び従業員は、反社会的勢力との関係は一切ありません。

また、企業行動規範に「反社会的勢力との関係の排除方針」を規定し、周知するとともに、「反社会的勢力対応規程」を制定し、対応部署を定め反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

